

第25回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月31日(木) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
3. 出席委員 14名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | | 農業委員会業務報告について |
| 日程第2 | 議案第21号 | 農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入協議について |
| 日程第3 | 議案第22号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について |

6. 事務局 清原局長、薩田係長

7. 閉会時間 午後1時50分

8. 会議の概要

穀内会長	<p>ただ今の出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、第25回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、13番・太田 福司委員、1番・三木 隆志委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、大樹町農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
------	---

清原局長	<p>それでは、7月1日開催の第24回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1の会議関係では、7月4日、市町村農業委員会事務局長研修会が札幌市で開催され、事務局長が出席しております。</p> <p>7月9日、第2班 辻本班長以下委員5名と穀内会長において、大和地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>7月14日、第3班 乙部本班長以下委員5名と穀内会長において、拓北地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>7月18日、南十勝農業委員会会長・代理・事務局長研修会が中札内村で開催され、穀内会長、太田代理、事務局長が出席しております。</p> <p>7月17日～18日、令和7年度農業者年金業務担当者地区別説明会が帯広市で開催され、事務局員2名が出席しております。</p> <p>次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてです。今月の報告は1件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>また、1法人は、提出期限を過ぎ、事務局から再度の通知をしても、正式に報告書の提出がない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。</p> <p>次に3の旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の延長についてです。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画は、借主と貸主と町が協議の上、三者で合意があった場合は、集積計画を延長することができるかとされております。</p> <p>これに基づき、今回、1件の集積計画の延長を行いましたので、ご報告いたします。資料2を添付しております。</p> <p>最後に4のその他で8月1日基準日の作況調査につきまして、調査結果資料3を添付しておりますので、後程、お目通し願います。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第21号、農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入協議について、申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます</p>
清原局長	<p>それでは、議案第21号、農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買入協議についての提案説明を申し上げます。</p> <p>市町村の農業委員会は、農用地の所有者から、所有権の移転についてあっせんを受けたい旨の申出があり、かつ、新たな利用権の設定等が困難な場合であって、農地利用の集積を図るために農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村長に対し、買入協議の要請ができると規定されているものです。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は1件です。</p> <p>つきましては、ご審議方よろしく願います。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>

薩田係長	<p>申請番号1番、申請者は、■■ ■■ ■■ 氏であります。</p> <p>土地の所在は、字■■ 他■筆、台帳・現況地目につきましては何れも畑、面積は■■㎡であります。</p> <p>農地利用調整会議につきましては、7月14日に第3班の5名により実施しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第21号、農業経営基盤強化促進法第22条の規定による買い入れ協議について申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
穀内会長	<p>日程第3、議案第22号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第22号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定についての提案説明を申し上げます。</p> <p>これまで、旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画が、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、農用地利用集積等促進計画に移行するものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は1件です。内訳は、所有権の移転が1件となっております。</p> <p>つきましては、計画案について、ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、申請番号1番の内容について事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1-1番、所在、地番につきましては、字■■ ■筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。</p> <p>譲渡人は、■■ ■■ ■■ 氏、譲受人は、■■ ■■ ■■、当地における売買価格は、■■円 10a当り■■円です。</p> <p>この、あっせん会議は、7月9日に辻本班長 他4名により実施しております。</p> <p>申請番号1-2番、所在、地番等、地目、面積、売買価格、あっせん会議のいずれも申請番号1-1と同様です。譲渡人は、■■ ■■ ■■、譲受人は、■■ 氏であります。</p> <p>申請番号1-2番につきましては、別紙に、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書を添付し、所有権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第5項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号1番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第2班班長、辻本 一夫 委員から報告願います。</p>
辻本委員	<p>申請番号1番につきましては、譲渡人から所有権移転のあっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、譲受人を決定しました。売買価格につきましては、7月9日のあっせん会議で価格を決定し、譲渡人、譲受人の両名から了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
寺嶋委員	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第22号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。</p>
清原局長	<p>次回の総会につきましては、8月29日金曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。</p>
穀内会長	<p>以上をもって、第25回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和7年7月31日

会 長

委 員(13 番)

委 員(1 番)